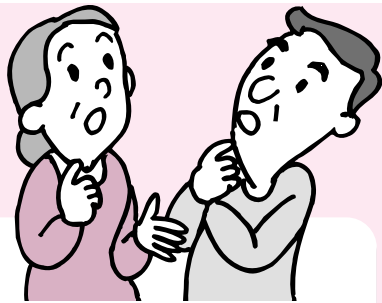


介護保険料

Q & A



Q1 介護保険料は、何歳から納めるのですか？

A1 介護保険料は、40歳になられた月から納めていただくこととなります。しかし、誕生日が1日の方は、前月から資格を取得しますので、保険料も前月から納めていただくこととなります。

40歳から64歳までの方は、第2号被保険者といい、国民健康保険や会社の健康保険などの医療保険料と一緒に納めていただきます。

また、65歳以上の方は、第1号被保険者といい、保険者（雲南地域は雲南広域連合です）に納めていただきます。

Q2 最近、県外から転入してきました。前の市では、保険料は年金から天引きされていたけど、転入した市では納付書が送られてきました。保険料は年金から天引きされているはずなので、二重払いになっていないのですか？



A2 二重払いではありません。

介護保険料は、住民票のある市町村（雲南市、奥出雲町、飯南町は、雲南広域連合）に納めることになっていますので、転出後は、前の市町村に納める必要はありません。しかし、前の市の年金天引きを止めるのには、住民票を移してから2ヶ月かかりますので、その間に年金から保険料を天引きされた場合は、前の市からお返しすることになります。

また、転入された市で年金から天引きが再開されるには、転入後7～8ヶ月後からになりますので、それまでの間については、お送りする納付書か口座振替で納めていただくこととなります。

Q3 介護保険料算定の基準日は、いつですか？

A3 第1号被保険者（65歳以上の方）の保険料算定の基準日は、毎年4月1日です。4月1日現在で第1号被保険者である方は、基準日における住民基本台帳の世帯構成、被保険者本人を含む全ての世帯員の住民税の課税状況、被保険者本人の合計所得金額などをもとに保険料が算定されます。

なお、年度途中で65歳になられた方や転入して来られた方は、資格を取得された日の世帯構成、被保険者本人を含む全ての世帯員の住民税の課税状況、被保険者本人の合計所得金額などをもとに保険料が算定されます。

□ 普通徴収（口座振替や納付書により納めている方）

前年度の所得段階をもとに、表1の金額をそれぞれ4月、6月および8月に納めていただきます。また、前年度の所得段階が第4段階および第5段階の方で、19年度に保険料の激変緩和措置対象者の方は、表2の金額を納めていただきますので、ご注意ください。

表1 普通徴収の方の保険料額

前年度の所得段階
第1段階 期別の保険料額
4,000円

前年度の所得段階
第2段階 期別の保険料額
4,000円

前年度の所得段階
第3段階 期別の保険料額
6,000円

前年度の所得段階
第4段階 期別の保険料額
8,000円

前年度の所得段階
第5段階 期別の保険料額
10,000円

前年度の所得段階
第6段階 期別の保険料額
12,000円

表2 平成19年度 保険料の激変緩和措置対象者の方の保険料額

第4段階

第1段階からの激変緩和措置対象者 **6,640円**

第2段階からの激変緩和措置対象者 **6,640円**

第3段階からの激変緩和措置対象者 **7,280円**

第5段階

第1段階からの激変緩和措置対象者 **8,000円**

第2段階からの激変緩和措置対象者 **8,000円**

第3段階からの激変緩和措置対象者 **8,640円**

第4段階からの激変緩和措置対象者 **9,280円**

※4月2日以降に65歳になられた方や、雲南地域外から転入された方は、生活保護を受けている方を除き、期別ごとの保険料額は8,000円となります。

□ 保険料の激変緩和措置 平成20年度も継続

平成17年度の税制改正により、住民税における高齢者の非課税限度額が廃止されました。

介護保険料は、住民税の課税状況を基準に決定しているため、この税制改正によって保険料段階が上昇する方がいらっしゃいます。

その対象者の方の負担を軽減するため、平成18年度及び平成19年度の保険料を段階的に引き上げる措置（保険料の激変緩和措置）を行っていましたが、平成20年度についても継続して行うこととなりました。